

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会  
(十五ノ四)

-民事局参事官室試案修正案(第二次)を中心として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2019-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/20099">http://hdl.handle.net/10291/20099</a>

【資料】

# 昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会(十五ノ四)

—— 民事局参事官室試案修正案(第二次)を中心として ——

三 枝 一 雄

## 目次

はじめに

第一 本日の審議の方針と修正案の説明

第二 修正案の審議

一 支配会社監査役の従属会社調査権(以上本誌90巻2・3合併号)

二 監査費用

三 監査役の監査報告書の記載事項

四 監査役の第三者に対する責任

五 大会社の特例(以上本誌90巻6号)

六 財産目録及び付属明細書

七 中間配当

(一) 修正案の説明

(二) 中間配当可能額(三項)(以上本誌91巻4・5合併号)

(三) 監査役全員の同意(二項)

(四) 中間配当適用対象会社の範囲

(五) 特例会社の範囲

八 本日の審議の終了

おわりに(以上本号)

## (三) 監査役全員の同意(二項)(承前)

### 1 同意の要否

ついで鈴木小委員長は、自分は第二項の監査役全員の同意は要らないと言ったの

だが、田中委員の要求により残されたとの経緯を紹介の上、その要否につき改めて委員の意見を求めた。

「もう一つ疑問なのは、二項の監査役全員の同意というのですかね。私は要らないんじゃないかと言ったのですが、田中委員がこれは極力要求されたから残しておいたという・・・。」(同速記録 55 頁)

これに対し、大住委員は、鈴木小委員長への質問には直接答えず、監査役の実任問題を提起し、監査役の実任は取締役の実任に含まれるのかと質した。

「監査役の実任はどうなるのですか。取締役の実任の中に入るのですか。」(同速記録 55 頁)

しかし、鈴木小委員長は、六項(資本の欠損のおそれがあるときの中間配当の禁止)、七項(資本の欠損の場合の取締役の填補責任)の実任のほか、五項の実任(違法中間配当の場合の取締役の損害賠償責任)だとして指摘する一方、監査役が中間配当に関与するという事は監査ではなく業務執行ではないかとするともに、違法かどうかの問題を外れて監査役がやったほうがいいかというようなことをいうのは越権ではないかということが幹事会では問題になったと指摘し、改めて中間配当への監査役の同意の要否を問題とした。

「だからこれがわからないのですよ。監査役は六項、七項の実任はあるんでしょうね。あるいは五だとしてあると思うね。もう一つは、一体これは監査という問題なのか、業務執行という問題なのかということについての疑問をちょっと感ずるわけなんでね。監査役が監査をしているだけでなくて配当をするということは業務執行なんじゃないか、中間配当するというのは。」(同速記録 55 頁)

「だから少なくともこの場合ではちょっと困るので、違法だったらば監査役は差止請求権を持っているわけなんだ。それをはずれて監査役がやったほうがいいかやらないほうがいいかというふうなことを、あるいは当然一割配当できるものをあとの心配もないというのに八分にしろとか六分にしろかということとは監査役と

しては越権じゃないかというようなことが幹事会では問題になったのですがね。しかし小委員会、部会には味方がたくさんあるだろうというのが法務省幹部の頼りらしいですから（笑声）。」（同速記録 56 頁）

また、矢澤委員も、とにかく気に食わないと、そんなことやらせるなというだけで、理由なしに処理できるわけだから、それは監査の範囲ではないとした。

「二六五条の同意と同じような性格なんじゃないですか。全然違法じゃなくてもこれはチェックできるわけですからね。とにかく気にくわないと、そんなことやらせるなというだけで、理由なしに処理できるわけですから、監査の範囲ではないですね。」（同速記録 55 頁）

また、大住委員も、将来の見込みに過ぎないものに監査役の同意を要するということには、疑念を示した。

「配当する瞬間には財源があるのですから、その財源が減るか減らないかという将来の見込みですね。見込みで同意するというのもちょっと・・・、減るかもしれないというの見込みにすぎないのですね。」（同速記録 56 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、だから監査役は、同意するかしないか自由であるということになるととても変ではないかと前の疑問を繰り返した。

「だから監査役は一体どういうときに同意を、何でも同意するかしないか自由であるということになるととてもへんじゃないかという気がするのですがね。」（同速記録 56 頁）

しかし、田中委員は、将来の見込みにつき、会計監査ということはずっと見ている監査役の意見を聞くということは合理的であるとした。

「やっぱり仮決算というものをしていくわけなので、厳格な意味の決算ではない

けれども仮決算をするんで、これが監査役の本来の職務に密着したことなので、監査役の意見を聞く必要が特にあると、そういうことはいえるのじゃないでしょうかね。つまり普通の二六五条の場合は、その場合の特定の取引だけのことでですから場合によって業務執行だけといえますけど、中間配当分配するということは業務執行でもあるでしょうが、しかしそれは会社の計算、会計ということに非常に密着しており、事実上仮決算はして、いま差しつかえないか、将来の見込みはどうかということを検討する、それを会計監査ということをずっと見てきている監査役の意見を聞くということは合理的なんで、私は二六五条とはやや性質が違うのじゃないかと思いますがね。」(同速記録 56～57 頁)

これに対し、矢澤委員は、監査役の意見を聞くことは当然できることであり、問題とすることではないと反論した。

「意見を聞くこと自体はかまわない。監査、業務なりあるいは会計についても・・・。」(同速記録 57 頁)

また鈴木小委員長も、取締役会で決めるのだから監査役が意見を述べることは当然できることであり、問題にならないとする。

「意見を聞く聞かないもないんで、取締役会でもってきめるんですからね。監査役が意見を述べることは当然できるわけです。」(同速記録 57 頁)

しかし、田中委員は、ここでの監査役の同意は、取締役会に臨んで普通の意見を述べるという以上にもう少し強い権限を与えておくというものであり、普通の場合の意見と違うことを強調した。

「結局同意ということでチェックするというか、監査役にそれだけの力を持たしてチェックすることができるようにしておくことが望ましいのじゃないか。今度のはじめて設けられる中間配当の制度ですからね。念には念を入れて、こういう額によるいろいろな制限以外に、機関の権限の分配による一種の制限を設けておくとい

うことも必要なんじゃないか。ふだんずっと会社の計算をみてきておる監査役としましてこの際に相当、ただ取締役会にのぞんで普通の意見を述べるという以上にもう少し強い、事前にそれを防止する権限を与えておくというのがよろしいのじゃないかというふうに思いますけれどもね。」（同速記録 57 頁）

それでも、鈴木小委員長は、書くんだったら少なくとも消極的な形で書かないとおかしいのであり、監査役の越権だと反論した。

「書くんだったら少なくとも消極的な形で書かないとおかしいのじゃないかという気がするんだな。これだと何にも差しつかえなくてもいやだといえるということはおかしいという気がするんですけどね。監査役として越権じゃないですか。」（同速記録 57～58 頁）

以上のような鈴木小委員長と田中委員のやり取りを聞いて、大住委員は、監査役の方が強くなることは政策的にいいことだと、監査役の同意に肯定的な姿勢を示した。

「監査役の方が強くなるから政策的にはいいということがいえるのですね。」（同速記録 58 頁）

しかし、鈴木小委員長は、監査役の力を強くするといっても、不合理なもので強くしたらおかしいのではないかと反論した。

「しかし強くなるたってね、強くなるかならないか知らんけれども、合理的なものでは強くしたいと思うけれど、不合理なもので強くしたらおかしいのじゃないか。」（同速記録 58 頁）

そこで、矢澤委員は、逆にして監査役全員が反対したときはできないとしたらどうかと新たな提言をした。

「逆にして、監査役の全員が反対したときにはできないんだというふうに逆にしてしまえば・・・。」(同速記録 58 頁)

しかし、鈴木小委員長は、三(中間配当可能額)に違反するとか六(資本の欠損がある場合の制限)に違反しているというのなら、それは違法であり、監査役は当然にその差し止めを請求できるし、またしなければならないとする一方、特例会社では、計算をフォローしているのは会計監査人だから、会計監査人の意見を徴する必要があるが、法律に書かなければ意見を徴することはできないと指摘した。

「しかし三に違反するとか、六に違反しているというならこれはほくは違法だと思うのですよ。したがって差し止めは当然できるのだと、また差し止めは当然せざるを得ないのじゃないか、業務上。

それからもう一つは、もし計算をフォローしているんだということになると、特例会社では会計監査人の意見を徴するとかなんとかということが必要なんだろうね、監査役は。しかし監査役は会計監査人と無縁のものなんだから、法律に書かなきゃ意見徴し得ないな。」(同速記録 58 頁)

味村幹事も、そうなるだろうとそれを肯定した。

「そうなるでしょうね。」(同速記録 58 頁)

しかし、鈴木小委員長は、会計監査人は監査役の補助者ではないので、会計監査人の意見を聞くと言っても、知らないと言われればそれまでであり、そこまでやるのは勇み足ではないかとした。

「監査役の補助者じゃないのだから、意見を聞くといったって、そんなものおれ知らないよといわれりゃどうにもならない。ほくは勇み足じゃないかという気がするんですがね。」(同速記録 58 頁)

これに対し、田中委員は、ドイツを例に、中間配当につき監査役全員の同意を要

するとする（第二項）ことは決しておかしくないし、行き過ぎでもない、試案に賛成の意見を述べた。

「決算期末のほんとうの配当のときに監査役にあれだけの負担をかけて、配当の行き過ぎにならないことを注意しているのですから、中間配当についてもある程度監査役の権限を認めるということは当然じゃないかと思うんですがね。中間配当というものは一種の配当なんで、多量の金が会社から出ていくわけで、決算期末の配当についてあれだけの、つまり監査役報告書をつくとかいろいろな手続きを認め、慎重を期しているわけですから、それに比すれば中間配当のときにこの程度の権限を認めておくということはちっともおかしくないし、日本の監査役の事情は違いますけど、ドイツでは例の仮配当について監査役会の同意と承認を要するというにしているわけだし、やはり計算に関係があるとしているのだらうと思いますのでね。ドイツの仮配当のほうはずっと確実なんで、あれはもう決算期が来ちゃって、ただほんとうの決算が出ない間にあらかじめ配当するというので、日本の中間配当よりはよっぽど確実なわけですが、それでも監査役会の承認を要するというのをきめているわけですから、やはりこういうときに監査役がタッチするということは決してそうおかしくないし、行き過ぎであるということでもないように思いますがね。」（同速記録 58～59 頁）

しかし、この田中委員の意見に対し、矢澤委員は、日本の監査役はドイツの監査役のように取締役的なものではない、したがって、監査役の意見を聞かなければならないというならわかるが、決定権を与えるということにはすぐにならない、中間配当についての監査役全員の同意は必要ないと反論した。

「ドイツの監査役は取締役みたいなものですからこれはかまわないと思う。ですから御趣旨でしたら、要するに監査役の意見を聞かなければならないというならわかるのですが、決定権を与えるということにすぐにならない。つまり第一の五ですか、監査役は株主総会に提出する議案と書類について株主総会に意見を報告しなければならない、こういうことになっていますが、ただこれは株主総会ではないのですから、したがって取締役会において必ず意見を言わなければならない——五にパ



ラレルに考えることは考えられますけれども、事実は招集通知は出さなければならぬし、違法な行為があればとめなければならぬわけですから、——私はいらぬと思いますが、特に手続的にも慎重を期するというならせいぜい考える。」(同速記録 59～60 頁)

鈴木小委員長も、取締役の良くない行為を良くないと言って止めるのが監査役の仕事であるが、中間配当についての監査役の同意には止めるという趣旨が出ていないのであり、ひいきの引き倒しのようなものになると、監査役の同意に反対の意向を示した。

「つまり監査役の仕事というのは、取締役は前向きにというか、あるいはいろんな事情から考えてこういうことをしたいという、それはよくないということをもってとめる役が監査役なんで、とめることの趣旨がここに出ているのだろうかということなんだな。けしからんという場合にだけやめさせることができるということでないで、二六五条でわれわれが問題にしたのと同じことがここへ出てくるような気がして、それで私は監査役の同意というのはひいきの引き倒しのようなものになるのじゃないかという気がする。」(同速記録 60 頁)

以上のように、田中委員は監査役全員の同意を要求する試案を積極的に支持する立場を鮮明にしたが、鈴木小委員長は、それは監査の範囲を超えるものであると、試案に根本的な疑問を指摘し、反対の立場を鮮明にし、矢澤委員や大住委員もこれに同調した。

## 2 同意した監査役の責任

ついで、鈴木小委員長は、監査役全員の同意を要するとした場合における監査役の責任の問題を提起した。すなわち、法務省としては「任務を怠りたること」だけで行くのかと味村幹事に質した。

「法務省としては、責任は監査役はただ『任務を怠りたること』というだけでいくわけですか。」(同速記録 60 頁)

これに対し、味村幹事は、そのつもりだと答えた。

「そのつもりでございます。」（同速記録 60 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、そうすると営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるにもかかわらず金銭の分配に同意したというのは、任務懈怠かと、さらに尋ねた。

「そうすると、このままで監査役が調べているところでは、営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるということであるのにもかかわらず金銭の分配に同意をしたというのは、職務を行なうについて・・・。」（同速記録 60 頁）

これに対し、味村幹事は、無過失でないかぎり、責任が生じる旨答えた。

「無過失であれば別でございますけれども。」（同速記録 60 頁）

### 3 挙証責任の転換

そこで、鈴木小委員長は、さらに、資本の欠損のおそれがないと認めたことについての無過失を証明しなくてもよいわけで、挙証責任は一般原則でいくのかと尋ねた。

「それは、おそれがないことを認めたことについて過失がないことを証明しなくともいいわけなんだな。挙証責任は一般原則でいく。」（同速記録 61 頁）

これに対し、味村幹事は、挙証責任は一般原則でいくことになるが、委任の関係だから監査役の方に挙証責任が出てくるのではないかとした。

「挙証責任は一般原則でいくことになります。ただ委任の関係でございますからやっぱり監査役のほうに出てくるようにも思うのですが。」（同速記録 61 頁）

#### 4 違法分配額の賠償

ついで、鈴木小委員長は、五の場合でも、第三項（中間配当可能額）に違反して分配したときは、取締役は当然に違法分配額の賠償をしなければならないが、監査役の責任はそうではないということかと質した。

「それから五の場合でも、第三項に違反して分配をしたというときに、取締役は当然に違法分配額の賠償をしなきゃならんが、監査役はこれはそうではないと。」（同速記録 61 頁）

これに対し、味村幹事は、たいていの場合は過失はあるだろうが、過失責任ということだと応じた。

「これは過失責任だということで、まあたいていの場合過失はあるでしょうけれど。」（同速記録 61 頁）

しかし、鈴木部会長は、取締役のほうの規定をいじるとなるとわからないことが沢山出てくるとし、たとえばタコ配の場合を取り上げ、その場合において債権者が取締役に対して違法配当額の会社への賠償を請求できるのか、できるとしてそれは債権者代位でいけということなのか、それで足りるのか、足りるといふならすべての場合にそれでよさそうな気がする、疑問を提起した。

「これもよくわからんのだけど、一体この規定自身も過失責任にしておいていいかどうかという問題あるのですがね。一般のタコ配の責任というものは。

さっき田中委員おっしゃった取締役のほうの規定をいじるといふ問題になると、わからないことがたくさん出てきてね。たとえば違法配当額があった。タコ配の債権者は株主に対して返せということはいえる。会社に対して返しなさいということはいえる。今度取締役は連帯して会社に対して返さなければならんのだと。これは株主の場合には代表訴訟でいくけれども、債権者は取締役に対して、おまえが会社に対して負担しているあれを会社に対して負担しなさいという請求をできるのかできないのか。債権者代表権でいけというのでしょうか。」（同速記録

61～62頁)

「それで足りるということ。」(同速記録 62 頁)

「足りるということだったらすべての場合にそれでもよさそうな気がするんですね。」(同速記録 62 頁)

これに対し田中委員は、民法四二三条（債権者代位権）でいくことになるし、それで足りる、株主と債権者を区別して規定したのではないかと反論する、とともに、いまここで時間を使って審議しないで後にまわすべきかと、審議の進め方に疑義を述べた。

「民法四二三条でいくってことでしょうか。それを特に除外している趣旨ともいえないでしょう。」(同速記録 62 頁)

「そうかもしれませんね。」(同速記録 62 頁)

「株主を厚く保護するというか、債権者とそれは区別して規定したんでしょうが、どうですか、いまそれをここで時間を費やしてやらないで・・・。」(同速記録 62 頁)

鈴木小委員長も、そういうこともあり得るとする。しかし、それでも鈴木小委員長は、おかしいといえばおかしいのだと前の主張を繰り返した。

「あとの問題として、そういうこともあり得ると、おかしいといえばおかしいのですよね。」(同速記録 62 頁)

しかし、田中委員は、普通の配当のときに取締役と監査役の責任を区別しているのだから、中間配当についても取締役は無過失的な連帯の支払義務を負い、監査役は別だといってもおかしくはないと反論した。

「それはそうだけれども、やっぱり普通の配当のときに取締役と監査役の責任を区別しているわけですからね。中間配当についても取締役は無過失的な連帯の支払義務を負い、監査役は別だといっても、普通の配当の場合に責任を区別してい

ば、この場合にこういうふうには区別してもおかしくはないだろうと。最初の味村幹事の説明を聞いたときそういうことで納得したわけなので、取締役と監査役との責任の区別はありますけれども、通常の配当の場合と大体同じに扱うということからいえば、少なくとも現行法からいえばこういうふうには区別することになるのじゃないですかね。」(同速記録 62 頁)

## 5 同意と監査

しかし、鈴木小委員長は、普通の場合は、取締役の作成する配当決議案をチェック、監査しているだけなのに、中間配当の場合には同意するといつて、一緒にやっているような形になっており、責任も強くなっているのではないかと、同意と監査(チェック)の矛盾を重ねて指摘した。

「そうおっしゃるけれどもね。普通の場合は配当決議案というものは取締役がつくっているわけですね。それをただチェックしている、監査しているという立場なのにここでは同意するといつて、一緒にやっているような形になって、責任が強くなるのじゃないですか。」(同速記録 63 頁)

これに対し、田中委員は、監査役の同意というのは、事前の防止という意味で、あくまでも監査という立場でいっているので、同意と監査は矛盾しないと反論した。

「同意というのはただ事前の防止という意味なんで、あくまで監査という立場で言っているので、何かここにモディファイすることばを入れるほうがよければそれでもいいですが、結局監査の一つの方法として事前に同意するかどうかということであれしているわけでしょう。」(同速記録 63 頁)

しかし、鈴木小委員長は、承認しているのであり、取締役と一緒にやっているのではないかと重ねて反論した。

「承認しているわけでしょう。」(同速記録 63 頁)

これを聞いて、矢澤委員は、同意も承認も同じだと指摘した。

「それも同じでしょう。」（同速記録 63 頁）

鈴木小委員長も、この矢澤委員の指摘を受けて、同じかとした。

「承認のほうがまだあれになりますか、同じですか。」（同速記録 63 頁）

味村幹事は、気持ちだけのことだと述べた。

「気持ちだけ。」（同速記録 63 頁）

そこで、鈴木小委員長は、少し気持ちが出るかも知れないとするとともに、同意すれば連帯責任が生じるのは当たり前だとした。

「少し気持ちが出るかもしれない。同意すれば連帯責任になるのはあたりまえだな。」（同速記録 63 頁）

また、矢澤委員は、ただ同意・承認ということだと、まったく自由裁量の問題だから、いま田中委員の言ったような趣旨にはちょっと読めないと、田中委員に反論した。

「監査の結果違法を認めたときはその旨言わなければならない。その場合には中間配当はできない。これはいまの監査という制度が非常にはっきりしますけれども、ただ同意ということだと、まったく自由裁量の問題ですから、いま田中委員のおっしゃったような趣旨にはちょっと読めないと思います。承認でもおそらく同じでしょう。承認すべき事由について違法の場合には拒否しなければならんとか、そう書けばあるいは大体似たようなことになるかもしれません。」（同速記録 63～64 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、そうすると法務省の考えている原案は、当、不

当についても自由に判断できるということかと味村幹事に確認した。

「だから法務省の考えている原案というものは、当、不当についても自由に判断できるという意味ですか。」(同速記録 64 頁)

これに答えて、味村幹事は、中間配当を田中委員の言うように慎重にやって貰うという趣旨だと説明した。

「これは、中間配当を先ほどから田中委員のおっしゃっていらっしゃいますように慎重にやってもらうという趣旨でございます。中間配当だけについての問題でございます。」(同速記録 64 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、慎重にやって貰うというのは、何を慎重にしろということかと質した。

「慎重にやってもらうというのは、何を慎重にしろということなの。つまりたとえば前の期と同じ配当率でやっていて、一にも三にもないといっても、それは今度は半分にしろと・・・。」(同速記録 64 頁)

## 6 同意の拒否

これに対し、味村幹事は、三項なり五項なり六項なりの要件を満たしている場合でも、会社の堅実性のため好ましくないときには、同意を拒むことができると読みざるを得ないと説明した。

「この限りでいえばこれは同意でございますから、三項なり五項なり六項なりの要件を満たしている場合でも、やはり会社の堅実性のために好ましくないというときには同意を拒むことができるんだと読みざるを得ないと思います。」(同速記録 64 頁)

## 7 妥当性の判断

鈴木小委員長も、会社の現況に照らして不当だったらその旨書けというなら、その書き方ならわかるような気がする」と理解を示しつつ、そのような書き方が以前にはあったのではないかと質した。

「いわばあれになるわけね。会社の現況に照らして不当だったらその旨を書けと、その書き方ならまだ私はわかるような気がする。取っちゃったか知らないけれども前にあったですね。」（同速記録 64 頁）

これに対し、味村幹事は、現在も第八（監査役の報告書の記載事項）の（四）にあると答えた。

「いまでもあります。第八の（四）です。」（同速記録 64 頁）

そして、鈴木小委員長は、その内容を次のように紹介した。

「会社の財政の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときはその旨。」（同速記録 65 頁）

これを聞いて、田中委員は、中間配当の場合は後に総会がないから完全な妥当性の判断で完全にその行為を止められることを考えたのであり、その意味では一番強い監査の範囲になるかもしれないとした。

「その場合はあとに総会がひかえていますから、単なる妥当性の判断を示しておけば総会で最終結論を出す。中間配当の場合は総会がないものですから完全な妥当性の判断で、完全にその行為をとめられることを考えた、その意味では一番強い監査の範囲になるかもしれません。」（同速記録 65 頁）

味村幹事も、確かに著しく不当という場合には取締役の法令違反だから差し止めができるという解釈になると思うが、この案はそれを超えて取締役の法令違反を押



さえるべく妥当性を監査役が判断するということが当然入ると説明した。

「確かに著しく不当だという場合、この十四条の三項なり六項なりには違反してはいないけれど、とにかくいまこれだけ出したら会社の運営がとまってしまうというように著しく不当であるという場合にはやっぱり取締役の法令違反ですから差し止めができるという解釈にもなるとは思いますけれど、ですから不当という中にも著しく不当である場合、それからなんとなしに妥当性を欠くという場合とあるいは程度の問題で、著しく不当であるというような場合は取締役の法令違反ということになるのじゃないかと思います。しかしこの案はそれをこえて、主としては取締役の法令違反を押さえるんだということなんですが、それにプラス若干の妥当性の監査と申しますか、妥当性の判断も監査役が考慮するということが当然入るわけです。その点がいいか悪いかということは確かに問題ですけれども。」(同速記録 65 頁)

しかし、鈴木小委員長は、実際は監査役は会社にとって重大な影響を及ぼしてくるというふうなことがない限り賛成せざるを得ないのではないかと、その実効性に疑念を示した。

「しかし実際問題とすれば監査役とすれば賛成せざるを得ないでしょうね。」(同速記録 65 頁)

「そしていま言われたように会社にとって重大な影響を及ぼしてくるというふうなことがないかぎり賛成せざるを得ないということになるわけなんで・・・。」(同速記録 66 頁)

これに対し、味村幹事は、法令に違反しない限り賛成すると思うが、なんとなく危なっかしいと思うときは、すぐに差し止めと言うことにならないにしても、同意をしないという作用はあると、同意の存在意義を認める。

「法令に違反しない限りは賛成すると思います。」(同速記録 65 頁)

「ただ若干気持ちとしてはこういうふうにしておきますと、要するに仮決算でございますから、どうもこの仮決算では信用がもてないと、どうもなんとなくあぶ

なっかしいというときには断るということになるかもしれませんですね。同意をとってしまえば、なんとなくあぶないなと思うときにすぐ差止めということにはならないと思いますが、同意にかかっていますと、そういうときは同意しないという作用はあるかもしれませんね。」（同速記録 66 頁）

また田中委員は、資産の流動性が乏しく、中間配当をするためには借入れをしなければならぬというようなとき、監査役が中間配当を渋るということにならないかと危惧をした。

「資産の流動性の問題もやはりあるでしょう。額は合っているけれどもいま実際は会社に現金がなくて、中間配当をするなら借入を相当ふやしてやらなくちゃならぬというようなときは監査役がしぶるということはあるんじゃないですか。」（同速記録 66 頁）

「程度問題ですけどね、中間配当だとその点特に・・・。」（同速記録 66 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、借入れにより中間配当を実施することは差し支えないのであり、借入れを理由に監査役が同意を躊躇すれば、その監査役が辞めさせられる危険の方が大きいとし、田中委員の危惧には根拠がないと反論した。

「借りたって差しつかえないでしょう。普通の配当するときだって借りてやるでしょう。」（同速記録 66 頁）

「中間配当だから借りちゃいかんということはないんで、借りることはあり得る。そういうことで反対されるということになったら監査役はやめさせられちゃう危険のほうが大きい・・・（笑声）という感じはあるんですね。しかし私だけがそんなことを言ったって仕方がないんで、私は議長だから皆さんの言うことに従いますよ。」（同速記録 66～67 頁）

しかし、田中委員は、中間配当の要件について、株主総会に代わる手続として慎重を期した手続を決めておくことは不穏当ではないのであり、残して置いた方がいいとの意見を述べるとともに、原委員に、この点についても経団連にも特別苦情は

ないのではないかと確認した。

「この場合とにかく株主総会にかけないのですから、いわば監査役が株主総会の選ばれた者として、取締役と独立した存在として株主にかわってこの承認をするというような意味も私はあるのじゃないかと。通常の場合と若干事情が違うし、中間配当というのが新しく設けられる制度でいろいろ弊害が起こる見込みもあって、中間配当自体には反対だという説も相当あるのですから、その要件について株主総会にかわる手続きとして慎重を期した手続きをきめておくということは決してそう不穩当ではないのじゃないかと。ただ文句を改め若干モディファイして承認と変えるとか、あるいはもう少し文句をつけることはよろしいかと思いますが、まあ残しておくほうがいいのじゃないですかねえ。この点は経団連のほうからも特別苦情が起こっているわけでもないでしょう。」(同速記録 67 頁)

田中委員から尋ねられた経団連の原委員は、経団連ではその点は問題になっていないと答えた。

「問題になっていないです。」(同速記録 67 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、自分は別に経団連と歩調を合わせたわけではないとするとともに、原委員の賛成意見を聞いた上で、やはり他の監査役の場合に合わないような気がする、先の疑念を繰り返した。

鈴木小委員長「私は経団連とべつに歩調を合わせたわけでもないですけど。」(同速記録 67 頁)

田中委員「原委員は賛成のようです。」(同速記録 67 頁)

鈴木小委員長「賛成ですか、監査役で。」(同速記録 67 頁)

原委員が「ええ」(同速記録 68 頁)

鈴木小委員長「ぼくはほかの監査役の場合とちょっと合わないような気がしてね。」(同速記録 68 頁)

それでも、田中委員は、この案を残すことを繰り返した。

「どうですか、残しておいて。」（同速記録 68 頁）

これを聞いて、原委員は、六日頃には決まることを明らかにした。

「ちょっと私旅行して、いなかったから・・・六日ごろきまりますから申し上げます。」（同速記録 68 頁）

#### （四） 中間配当適用対象会社の範囲

ついで、鈴木小委員長は、中間配当をすべての会社に認めるのか、それとも特例会社にだけ認めるのかということが、幹事会で問題になったことを明かし、これについての意見を求めた。

「それからもう一つ中間配当について幹事会で問題になりました点は、これはすべての会社にこれを認めるのか、それとも特例会社にだけ認めるのかという議論がありまして、結局特例会社だけに限るという納得できる理由というものはないだろうという説と、そうでもないだろうという説とが分かれたわけですが。」（同速記録 68 頁）

このことにつき、大住委員は、特例会社だけに限るべきであるという意見を述べた。

「政策的には特例会社だけに限るといったほうがいいでしょうね。銀行だの信託だのなんか、おれのところは公認会計士の監査要らないなんていっている。それじゃあ中間配当させないぞとって牽制する意味において、法律上の理屈じゃないのですけど。そういう意味においては・・・。」（同速記録 68 頁）

「特例会社の除外例を設けさせないという意味においては特例会社だけにしておいたほうがいいと思うのですがね。いまのところはっきりした理屈は付かないですけれども。」（同速記録 69 頁）

「上場してない会社で一年決算で中間配当望んでいる会社というのはないんじゃないでしょうか。」(同速記録 69 頁)

ついで、鈴木小委員長は、特例会社に限定する理由に関連して、公認会計士というものを決算のときに付けることによってそれだけより強い制約を付している会社なんだから認めてもいいだろうという意見と、そうするとそういうものが付いていないところの監査というのは出鱈目なのかといわれると困るという考え方があったことを紹介した。

「理屈はしいていえば、公認会計士というものを決算のときにつけることによってそれだけより強い制約を付している会社なんだから認めてもいいだろうという意見と、そうするとそういうものが付いていないところの監査というのはでたためなのかといわれると困るという考え方があったわけです。」(同速記録 68 頁)

その上で、鈴木小委員長は、実際上必要なのは特例会社ではないかと思われるのであり、特例会社に限定しない考え方については、理屈の付け方が難しいといわれているとし、部会で考えて貰うことにすることとした。

「実際上必要なのは特例会社じゃないかと思うんですがね。上場会社のようなものじゃないかと思うんですがね。」(同速記録 69 頁)

「と思うんだけどね。そして中間配当の危険性というのはそういう会社のほうにより強くあるような気がするんで……。理屈の付け方がちょっとむずかしいといわれる。これも部会自身でお考えいただくということにいたしましょうか。」(同速記録 69 頁)

これを聞いて、大住委員は、部会では特例会社に限るというのは出なかったかと味村幹事に確認した。

「部会では出ませんでしたか。特例会社に限るといのは。」(同速記録 69 頁)

これに対し、味村幹事は、それはあったが、この次にしたいとした。

「それはございます。この次に。」（同速記録 69 頁）

## （五） 特例会社の範囲

### 1 問題提起

そこで鈴木小委員長は、中間配当の適用会社の範囲の問題は次に回し、最後の問題として、中間配当の適用に異論がない特例会社の範囲という問題を提起し、味村幹事にその説明を求めた。

「この次にいただいてもいいのです。

そこで最後の問題としては、特例会社の範囲という問題で、ここに何にも案が出ていないのですが、案が出ていないという考え方としては、つまり商法自体の規定としてはやはり一億円というところで一般的に線を引こうと、それで引きっぱなしにしてしまうか、もう一つはこれは味村幹事に説明してもらったほうがいいのかな、君はそういうことをやろうというつもりもないのか。」（同速記録 69～70 頁）

### 2 修正案及び関連項目の説明

これを受けて、味村幹事は、商法部会において鈴木小委員長が小委員会での未解決の問題として報告した項目は九項目あるが、本日提出の修正案ではそのうちの僅かしか取り上げていない、その他の項目の取扱いも含め、これらにつき逐次つぎのように説明した。

「小委員長が小委員会でのこの点で問題があったと部会に報告をされました事項についてこの試案で取り上げなかった事項もございますので、それをひとまとめにちょっとご報告したいと思います。

部会が始まりますときに小委員長が九項目小委員会未解決の問題があるということで御報告されたわけでございます。きょう提出いたしました修正案ではそのうちのわずかな項目しか取り上げておりませんので、その他の項目をどういうふうにしたのかという御疑念を当然おありのことと思うのでございますが、この点は

実は幹事会で検討するひまがございませんで、私どもだけの考えをちょっと申し上げさせていただきたいと思えます。

小委員長が部会で報告されました事項は九つあるわけですが、一は監査役の監査は取締役の職務執行の適法性とどまるべきか、妥当性に及ぶべきかということですが、これにつきましては結局第一の五監査役の権限の第一、その中の五でございます。取締役が総会に提出しようとする議案書類を調査して法令定款に違反し、又は不当と認められる事項があるときは総会に意見を報告しろと、この規定を中心として御審議をいただいて、その中でことに著しく不当という事項につきまして一体これが必要かどうかというような点を中心に御審議をいただいたと思うのですが、大体のところは第一の五をそのままの形で残すというのが総会の意向だったというふうに、しめくりはそういうふうになっておりますので、民事局の幹事としてはこの点は特に修正をいたさなかったわけでございます。

それから二の株主総会において取締役の解任の議案が否決された場合における監査役の裁判所に対する取締役解任請求権を削るべきかという問題につきましてはこれを削るべしという御意見と、これはいわば最後のとりでだから残しておかんと監査役の強化にならんという御意見と両方が相対峙しておりまして結論が出なかったように思えますので、また小委員会で再検討していただくということに当然なと思えますが、私どもとしては一応そのままの形にしておいてはいかがかという考え方でございます。

三番目は監査役の任期を二年とすべきかという問題でございまして、これも二年としろという御意見と三年としろという御意見と両方あったわけですが、最後のしめくりとしては三年論のほうが強かったという部会でのしめくりになっておりますので、私どもとしては修正案に入れなかったわけでございます。

四番目に取締役会が決定いたしました監査役候補者に監査役が異議がある場合における監査役の候補者決定権を削るべきかという問題につきましては、削れという御意見のほうがむしろ少なかったように思われますので、私どもの修正案には入れなかったわけでございます。

五番目は監査費用を株主総会の決議をもって定めることを削るべきかと、これは先ほどのとおり削ったわけでございます。

六番目は利益処分案の妥当性については監査役は意見を述べないものとすべき

かと、これは一番最後の問題と並行して審議をしていただいたわけですが、大体部会に提出した案で落ちついたのではないかというふうを考えまして修正案には入れなかったということでございます。

七番目といたしまして、監査期間の伸長に伴って株主名簿閉鎖期間を伸長すべきかという問題がございまして、実は株式懇話会の方にも来ていただきまして御説明を伺ったのでございますが、まだ私どもとしてはちょっと結論を出す段階になっておりませんので、今度の修正案には入れませんでした。

八番目がただいま部会長のおっしゃった大会社の範囲でございます。

九番目が会計監査人が総会に出席する場合をさらに限定すべきかということでございますが、部会ではもうこれ以上限定すべきでないという御意見が多数であったというふうを考えられますので、試案には入れませんでした。

結局大会社の範囲をどうすべきかということが最大の問題として残ったわけでございますが、これについて御審議をいただきたいと思うのでございます。それで資料を用意したいと思っておりますが、なかなかございまして、お手元でございますリコピー、これはいままでの更生会社の事件の中で資本金一億円以上のものを拾いまして、債権額別、株主数別、従業員の数と、こういったものが一億円以上の会社で資本金別にどんな程度になっているだろうかと調べてみたわけでございます。更生事件でございますから正常な会社とは言いがたいわけでございます。正常な会社につきましては現在証券取引所のほうに非上場会社につきまして一億円以上十億円未満の会社につきましてもう少しこまかく資本金別に株主数を調べていただくように依頼してございますので、それは次回の小委員会までにできるようにお願いをしております。もう一つは会社総鑑である程度の会社を拾って債権額、株主の数、従業員の数といったものを調べてみたいと思っておりますが、間に合いませんでしたために更生会社だけの資料を提出いたした次第でございます。

これをごらんいただきますと、資本金一億円以上三億円未満というようなところでは、債権額としましては五億円以上十億円未満のあたりが一番多くなっています。株主数といたしましてはばらつきがたいへんあるわけでございますが、一億円以上三億円未満のところですと百人以上三百人未満というところあたりが多い。従業員の数といたしましては二百人から五百人というところが多いということになっておりますが、これは更生会社でございますので、ほんの参考という程度であろう



かと思います。私どもの考えといたしましては、商法に規定いたします大会社の範囲を規定いたしますとなれば、資本金で区切るということが实际的に考えてもやりやすいこととございますし、株主数ということになりますとこれはいろいろな操作ができますし、債権額ということになりますともいろいろな操作ができる。結局資本金に限るという以外に仕方がないのじゃなかろうかと思えます。ただその場合に、考え方として資本金一億円だからこうなるんだというのじゃなしに、大体資本金一億円のところなら債権額はこの程度あり、株主としてはこのくらいあるから、あるいは従業員だとこのくらいあるから、こういう会社の経理が乱脈であってはたいへんめいわくだというところでめどをつけていただく。その場合に一億円以上がいいのか三億円以上がいいのか五億円以上がいいのか、そういったところをそういう若干の資料がありませんとあるいは御判断がむずかしいかと思えますけれど、そういった資料をもとにしていただきまして、資本金が一億円だからというのじゃなしに、むしろ債権額がこのくらいある、株主もこのくらいある、従業員だってこれくらいあると、こういうところで大体どのくらいのところが適当じゃないかという、結論として資本金で限っていただくというのが一番適当で、法律の形としてあくまで資本金を基本にいたすようにいたしましても、考え方としてはそのほかのものもろの要素を組み入れて資本金で区切ると、こういうところが一番商法の規定の仕方としてはスマートじゃあるまいかというふうに考えているわけとございます。ただ問題は、資本金一億円になりましても、あるいは三億円以上になりましても、あるいはもっと上になりました場合に、現在証取法の適用を受けている会社は全部スムーズに移行できると思えますけれど、それ以外の会社がスムーズに移行できるものかどうか、そういったところが何か経過的な措置が必要だというような御意見も商法部会で出されておりましたが、そういうことについて配慮する必要があるかどうかといったようなことも問題であろうかと考えております。」(同速記録 70～75 頁)

### 3 説明資料についての質疑

これに対し、原委員は、更生会社だけの資料では材料不足だとした。

「更生会社だけの材料では不足ですね。」(同速記録 75 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、更生会社は、債務が非常に多いのではないかと質した。

「こういう会社は債務が非常に多いのですか。」（同速記録 75 頁）

これらの意見を聞いて、味村幹事は、堅実な会社についても調査する意向を示した。

「若干そういう感じはあるかもしれませんがね。この点はもう少しほかの堅実な会社について調べてみたいと思います。」（同速記録 75 頁）。

これに対し経団連の原委員は、経団連はこの点につき意見を述べていないが、一億円では数が多くなりすぎるのではないかと懸念を示した。

「経団連はこの点は言うておりませんし、どこも言うてないですがね。言うてないが、一億円じゃずいぶん数がありますね。」（同速記録 75 頁）

#### 4 政令への委任

そこで、鈴木小委員長は、商法では一億円と書いておいて政令でその適用除外を定めるというやり方かどうかと、折衷的意見を述べた。

「一案は商法でそう書いておいて、施行法でもって政令で定める会社には適用しない、つまり一億円でも政令で除外することができるんだというふうにして、そのところを適当に政令をつくっていくということはどうか。あるいは時間的に段階的に広げていくということも考えられるかもしれない。しかし法務省は信用ならんということだったら別問題。げた預けちゃおうかというのも……。そういうことができるたてまえとして一体できるのかどうか。はじめから一億円ときめておいて、八千万円にも適用するということは法務省ではできないであろうと思うのですけどね。しかし一億円のできるけれどもそれを緩和するんだということは政令で持っていてもいいのじゃないかという感じ。ただし債権者の利益等があ

るんだということだとそれをやれるのかどうかという問題がありますがね。」(同速記録 75～76 頁)

この鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、適用除外を政令に定めることも法律的に不可能ではないとした。

「法律的に不可能ということはないだろうと思います。現在証券取引法でも確か除外・・・。」(同速記録 76 頁)

これに対し大蔵省の草島幹事は、大住委員との議論の中で、証券取引法では、適用対象会社を政令で積極的に決めるというやり方をしているということを明らかにした。

草島幹事「上場会社等で政令に定めるものに適用するという逆のケースで。」(同速記録 76 頁)

大住委員「プラスする・・・。」(同速記録 76 頁)

草島幹事「政令で定めることにしてあるのですが、実際の規定ははずすほうの規定をしてあるという形です。」(同速記録 76 頁)

大住委員「はずすけれども、取引法のたてまえは上場会社その他政令で定める会社となっているんじゃないですか。だから結局政令で取捨するということになるんじゃないですかね。」(同速記録 76 頁)

草島幹事「政令で積極的にきめるような言い方をしております。」(同速記録 76 頁)

このように適用対象会社の範囲を政令に委任するという立法のやり方に、鈴木小委員長も理解を示した。

「商法の本文の中にはいろいろなこまかいことを書いたり、あるいは実施に即応して適用をどうするかといったようなことを書くのは、商法の中に書くのも困るし、施行法の中にもなかなか書けないのじゃないかという気がするので、政令にま

かせるような方法をとるのはどうだろうかという・・・。」（同速記録 76 頁）

しかし、大住委員は、それでは広すぎるのではないかと危惧した。

「政令に定める会社というのですからどういうふうに定めてもいいわけですね。あまり広過ぎるのじゃないですか。」（同速記録 76～77 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、商法の規定にはないことを改めて確認した。

「商法の規定にはないでしょうね。」（同速記録 77 頁）

大住委員も、そのことは認めた。

「いまのところはないですね。」（同速記録 77 頁）

そこで、味村幹事は、商法には理想を書いて後は政令に委任するという方法を重ねて提案した。

「やっぱり商法としては理想—現実をはなれた理想という意味ではなくて、一つの理想を書いて、あとは施行法で政令で定めるとか、あるいは施行法自体に経過的なものを書くとか、そういうことはできるのじゃないかと思います」（同速記録 77 頁）

そこで、鈴木小委員長は、だから付帯決議をやるかどうかだけの問題だと締めくくった。

「だからあとは付帯決議みたいなものをやるかどうかというだけの問題になるわけです。実情に相應して規定することを望むといったようなことになるが、なんのことはないのですけれどもね。」（同速記録 77 頁）

## 5 資本金と実質資本

ついで、大任委員は、資本金一億円以上というのが一つの目安となっているようであるが、借入金を考慮すると実質資本は七、八億円に、さらに資本金以外の自己資本を加えると十億円になるだろうと指摘した。

「一億円というのは一つの目安になっているようですね。通産省あたりで調査するのでも一億円以上の会社というのが一つの目安になっているので、資本の額からいうと、これは会社更生にかかった会社だけですけれども、やはり一億円以上の会社が五倍ないし十倍の借金を持っているということなんですね。それはこのまま五倍ないし十倍の借金を持っていたから更生にかかったのだともいえるのですが、大体こんな傾向じゃないですかね。五倍ないし六、七倍というところじゃないでしょうか。そうすると実質資本は一億円というと七、八億円になるんですね。」(同速記録 77 頁)

「これにまた自己資本がありますから。」(同速記録 78 頁)

「資本金以外の自己資本と他人資本を加えると、おそらく十億円になるのじゃないでしょうか。」(同速記録 78 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、資本金の多いところは、債務だけでなく、資産も多いと指摘した。

「債務はそうでしょうけれど、資産が相当大きいですよ。資本金の何倍かの資産でしょうね。」(同速記録 78 頁)

「いい会社であればあるほど資本金の非常に多いやつを持っていますね。」(同速記録 78 頁)

そして、味村幹事は、財政金融統計月報で見ると、資本金一億円程度の会社では十億円程度の負債があると報告した。

「大蔵省のお調べになった財政金融統計月報ですと、昭和四十二年度の方ですが、一億から十億までの会社の全負債は、九兆九千八百八十七億でございます。約

十兆でございますね。資本が一兆九千億で、そのうちの資本金が一兆でございます。ですから一億から十億までの会社の全部をとりますと、資本金と負債の比率は大体十対一ということにはなっているわけでございます。ただそれが一億から十億というかなり大ざっぱな分け方でございますので、一億はどの程度か、三億程度のところはどの程度かということにはわかりません。大体十億程度はございます。」（同速記録 78 頁）

そして、鈴木小委員長は、資本金一億円という基準には、インフレが進行した場合の対応が問題になるが、法改正のときに考えれば良いので実害はない、しかし資本金一億円以上とすると資本金が一億円未満の上場会社への対応が問題となるが、これは証券取引法や上場基準の改正で対応可能だとの考えを明らかにした。

「さらにいえば将来の問題として大会社と中小会社と二本立ての立法をするときに一体どこで区切るだろうという、大体一億というところで切るのじゃないかな。インフレの進行にもよりますけどね。だからインフレが進行しておかしくなるといふなら、政令を発動して二億円以上とか、三億円以上とかいうことで切っていけばいい。そしてわれわれの立法も場合によったらそれに合わせるようにするというふうなことを改正のときに考えればいいので、実害はないんだな。一億円から三億円までのやつは除外するんだということを政令で書くのね。ただ、いまのところ一億円にしますと問題が起こるのは、上場会社の中にあるいは八千万円とか何とかいうやつがあるんですね。それがさっきおっしゃった証取法との間のアンバランスが起こってくるという問題はあります。一億円にならなかつたら上場にならなかつたら上場させないというふうにしてしまえばいいんだらうけどね。」（同速記録 78～79 頁）

## 6 資本金基準と上場基準の整合性

この鈴木小委員長の指摘に対し、大住委員は、地方には資本金が5千万円未満の上場会社があるのではないかと質した。

「地方なんかまだ五千万円ぐらいのがあるんじゃないですか。」（同速記録 79 頁）

これに対し、草島幹事は、一億円未満の会社は数社残っているが、新たには資本金一億円以下で上場されるものはないことになっているので、資本金基準と上場基準の整合性を考慮する必要はないとの意向を示した。

「残っているだけで新たには出ないです。上場会社の中で一億円未満のが数社」  
(同速記録 79 頁)

「証券取引法の政令では上場会社だと募集売り出し、こういうことで届出をした会社ということで規定して、あと除外のほうは附則で除外しているということです。政令のさらに附則ということです。ですから上場会社という基準で拾ったということ、これが資本金とは必ずしも合わないということですが、新たには資本金一億円以下で上場されるものはないことになっておりますので、新たにはないだろうと思います。」(同速記録 79～80 頁)

しかし、大住委員は、五千万円以上の増資をすると公認会計士の監査が必要となるのであり、証券取引所とは一致しないことになるが、いまのところ一致しないのは仕方がないとした。

「証券取引所と一致しないのですよ。上場していなくても五千万円以上の増資しますと公認会計士の監査要りますからね。」(同速記録 79 頁)

「いまのところは一致しないのはやむを得ないですね。」(同速記録 79 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、証券取引法の改正の必要を指摘した上で、政令についての考え方をここで議論しない方がいいのかと、原案に固執する味村幹事の態度を疑問視した。

「その問題はまた証券取引法のほうを直す必要があるのかもしれない。」(同速記録 79 頁)

「上場しているということは、たとえば資本金額二千円以下であろうと会社になれば商人だということ、大商人だということは同じことですね。態様による制限なんですからこれはわかります。知恵はそんなところじゃないかな。ただ定められ

るであろう政令についての考え方というものを全然議論しないでいいのかという問題が残るのです。味村幹事、これだけやっちゃうともうやることない。少なくともあなたのように原案はこれだこれだといって、てこでも引かんような顔されたんじゃないあやりようがないような気がするんだ。」（同速記録 80 頁）

これに対し、味村幹事は、部会ではこうなっていたからと弁解した。

「私は、部会ではこうなったからこういうふうに・・・。」（同速記録 80 頁）

## 八 本日の審議の終了

ここで、鈴木小委員長は、本日出た問題以外のものも含め、部会での審議を留保の上、本日の小委員会の審議の終了を提案した。

「こうなったというのも相当希望的レジメだね。きょうのやつは報告をしてもらって議論していただく。きょうの問題につきましてもまたよくお考えいただいて、これはきょう一応きまったらけれどもへんじゃないかという御異論があったらまたやっただくと。それからさらに九項目だけが問題ではないので、ほかに問題がおありになったらこの次に出していただくというふうなことをお願いして散会をするということではいかがでしょうか。」（同速記録 80 頁）

これに対し、矢澤委員は、原案を部会に出すのなら、そのまま出すのではなく、強い反対があったところは、その旨を明らかにして出して貰いたいと要望した。

「きょうすんだといっても決をとったわけではないんで、したがって原案をそのまま出していいということにはならないと思います。やっぱり強い反対があったところは強い反対、引っ込めれば別ですけれども、このままもし仮に出すとしたらその点は考えていただきたいと思いますね。」（同速記録 80～81 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、本日出た案について小委員会委員は部会で違っ



た意見を述べることはできないという趣旨ではないと、補足した。

「だから小委員会に出たメンバーは、出た案については違った意見を述べるのができんという意味ではないということだろう。」(同速記録 81 頁)

しかし、矢澤委員は、この説明に納得せず、それは小委員会での検討の結果、小委員会の意見として報告されるのであり、小委員会委員の部会での発言の方向を事実上抑制する可能性を否定できないとの趣旨を示唆した。

「いえ、そうじゃなくて、小委員会の意見として報告するわけでしょう。それはやっぱり部会に報告するわけでしょう。小委員会で検討した結果は。」(同速記録 81 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、検討した結果大多数の意見に従って出したということ強調した。

「検討した結果、大多数の方の意見に従って出したということをいう・・・。」(同速記録 81 頁)

しかし、矢澤委員は、多数と言っても、これだけしか出席していなのであり、多数と言うには違和感があると反論した。

「多数といってもこれだけしかいない・・・。」(同速記録 81 頁)

それでも、鈴木小委員長は、その中のマジョリティだと強弁するとともに、この案を部会に出すことについては異議がなかったのであり、部会で検討して貰いたいと、その日の審議終了を図った。

「多数といえば、その中のマジョリティだ。(笑声) マジョリティというか、この案を部会に出して御審議をいただくということについては異議がなかったというこ

となんだな。だから検討は部会においてやっていただきたい。」（同速記録 81 頁）

これまでの矢澤委員と鈴木小委員長との議論を受けて、味村幹事は、小委員会の意見として出せないのであれば、結局矢澤委員の主張するようなことになるのではないかとした。

「それは次回の審議の結果ですけれども、皆様が全員一致してこれでけっこうだという案ができれば、小委員会の案でございますと出していただければ一番ありがたいと思っています。できなければ矢澤委員のおっしゃったようなことでいくことになるだろうかと思います。」（同速記録 81 頁）

そこで、矢澤委員は、資本金一億円未満の上場会社の実情につき資料の提出を改めて要望した。

「次回の小委員会までにいまのような資料が出てくるだろうし、やっぱりいま問題になった上場会社の一億円未満、あるいは証取法適用会社の一億円未満の会社の実情を問題にしていきたい。資料ができれば資料を出していただきたい。」（同速記録 82 頁）

ここで、鈴木小委員長は、本日の小委員会の散会を宣言した。

「それではこれで散会いたします。どうもありがとうございました。」（同速記録 82 頁）

## おわりに

従属会社調査権、監査費用、監査報告書の記載事項、監査役の第三者に対する責任、大会社の特例、財産目録及び付属明細書、中間配当等の問題を順次審議した。しかし、小委員会としての一致した明確な意見の形成にまで至ったものはなく、せ

いぜい原案に格別の異議が出されなかったとか、過半数が賛成の意向を示したという程度に止まらざるを得ず、これ以上小委員会で審議しても小委員会としての意見が纏まる見込みもなかったことから、小委員会での審議状況を伝えて部会での審議をして貰うと言うことで、この日の小委員会の審議を終了した。

それにしても、小委員会には今回も出席委員の数が少なく、議論があまり深まらず、盛り上がりも欠けていたので、この程度で小委員会としての審議を切り上げたのは仕方がなかったのかもしれない。鈴木小委員長長の姿勢も理解できないではない。

以上

(明治大学名誉教授)